# 第9章 障害者サービスを行う 図書館へのサービス

国立国会図書館では、障害者サービスを実施している各種図書館に対して、支援・協力業務を行っています。

サービス内容によって担当する部署が異なりますので、**申込み・問い合わせ先**をご参照ください。

# 申込み・問い合わせ先:

- ・視覚障害者等用データ送信サービス
- ・学術文献録音テープ等の貸出し(貸出承認館手続問い合わせ)
- 学術文献の視覚障害者等用資料の製作
- 障害者用資料総合目録
- ・視覚障害者等用資料などのレファレンスサービス
- ・視覚障害者等用データの国際交換(外国からの取寄せ)サービス

**T**619-0287

国立国会図書館 関西館 図書館協力課 障害者図書館協力係

TEL: 0774-98-1458 FAX: 0774-94-9117

E-mail: syo-tky@ndl.go.jp

- ・学術文献録音テープ等の貸出し
- ・点字図書・大活字本の貸出し

**T**619-0287

国立国会図書館 関西館 文献提供課 複写貸出係

TEL: 0774-98-1313

# 9-1 視覚障害者等用データ送信サービス

国立国会図書館または他の図書館等が製作した視覚障害者等向けの音声 DAISY、マルチメディア DAISY、テキスト DAISY、テキストデータ、点字データ等および当館のデジタル化資料から OCR (光学文字認識) を用いて作成した全文テキストデータ (以下「視覚障害者等用データ」) を、当館のシステムから送信する視覚障害者等用データ送信サービス (以下「送信サービス」) を行っています。

このサービスを使うことで、当館や図書館等で製作された視覚障害者等用データを、視覚障害者等利用者に自館の端末で提供したり、データを媒体に複製し郵送等で提供したりする

ことができます。送信サービスは、国立国会図書館障害者用資料検索(みなサーチ)からご 利用いただけます。

#### 視覚障害者等用データ送信サービスの送信承認館となるには

送信サービスをご利用いただけるのは、公共図書館、大学図書館など、**著作権法**(昭和 45 年法律第 48 号)第 37 条第 3 項の著作権の制限が適用される機関です。

送信サービスの利用を希望される図書館等は、当館ホームページの、(1)「国立国会図書館 視覚障害者等用資料送信及び貸出規則」をお読みいただいた上で、(2)「視覚障害者等用データの送信承認館申請書」および必要な添付書類を、**関西館図書館協力課障害者図書館協力係**宛てに郵送や電子メール等でお送りください。

承認手続が完了次第、サービスを利用するための施設用の利用者 ID 等を申請館宛てに通知いたします。

- (1)、(2)の書類は、次のページにあります。
- 「当館ホームページ」>「図書館員の方へ」>「障害者サービスを実施する図書館へのサービス」>「視覚障害者等用データ送信サービス」>「視覚障害者等用データ送信サービス」>「視覚障害者等用データ送信サービス (図書館等向け案内)」

お申込みの際は、貴館の障害者サービスに関する利用規則(利用案内・リーフレット・要 覧等も可)の写しと、著作権法第 37 条第 3 項の著作権制限を受けられる機関であることが わかる資料(設置条例の写し等)を添付してください。添付書類についてはご不明な点があ る場合は事前に**関西館図書館協力課障害者図書館協力係**にご相談ください。

- ※視覚障害者等個人の方が図書館等を経由せずにご利用になる場合は、国立国会図書館に 登録手続をしていただく必要があります。手続はみなサーチからオンラインで行えるほ か、郵送や電子メールでも可能です。利用者からのお問い合わせがございましたら、関 西館図書館協力課障害者図書館協力係(TEL:0774-98-1458)にご連絡いただくように お知らせください。
- ※送信承認館登録後に、名称や住所などの登録事項に変更が生じた場合、または送信承認館としての登録の取消し(脱退)を希望する場合は、**関西館図書館協力課障害者図書館協力係**宛てにまずは電子メールまたは FAX でお知らせください。

#### 自館で製作した視覚障害者等用データの当館の送信サービス上での提供について

当館は、公共図書館、大学図書館など、**著作権法**(昭和 45 年法律第 48 号)第 37 条第 3 項の著作権の制限が適用される機関が視覚障害者等のために製作したデータを収集しています。

収集にあたっては当館と個別に覚書を取り交わしていただきますので、**関西館図書館協力** 

# 課障害者図書館協力係にお問い合わせください。

覚書締結の流れ等を、当館ホームページの次のページに掲載しています。

• 「当館ホームページ」>「図書館員の方へ」>「障害者サービスを実施する図書館へのサービス」 >「視覚障害者等用データ送信サービス」>「視覚障害者等用データの収集について」

正しく「ログイン」すると、

ここに「利用者情報」と表示

されます。

# 視覚障害者等用データ(音声 DAISY) の利用イメージ

詳細検索

細かい条件を指定して検索

画面① [みなサーチのトップページ]



ジャンル検索

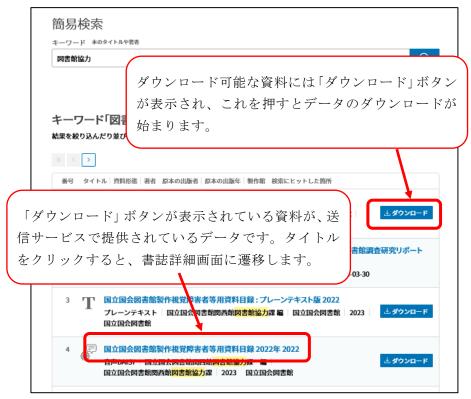
気になるジャンルを探そう

いろいろな検索

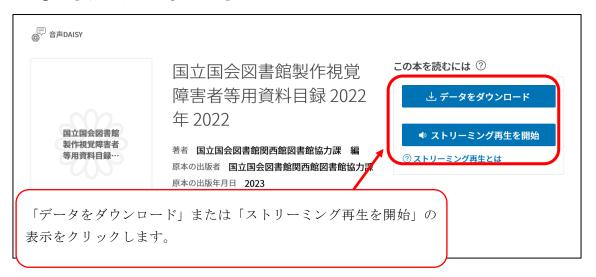
全文検索

本の内容をキーワードで検索

# 画面③ [「簡易検索」の検索結果]



#### 画面④ [「書誌詳細画面」の表示]



- ※ストリーミング再生をするには、DAISY データのストリーミング再生に対応したソフトウェアが必要です。
- ※ダウンロードされるデータのファイル形式は、EPUB と全文テキストデータ以外は ZIP ファイルになります。
- ※ダウンロードした視覚障害者等用データは、各図書館等が定めた利用規則に沿ってご利用 いただけます。

データ一覧やデータ件数を、当館ホームページの次のページに掲載しています。

• 「当館ホームページ」>「図書館員の方へ」>「障害者サービスを実施する図書館へのサービス」>「視覚障害者等用データ送信サービス」>「<u>視覚障害者等用データ送信サービス」</u>>「<u>視覚障害者等用データ送信サービス</u>(図書館等向け案内)」

#### 視覚障害者等用データ送信サービスのデータのサピエ図書館を通じた利用について

視覚障害者等用データ送信サービスで提供している DAISY データと点字データは、全国 視覚障害者情報提供施設協会が運営を行うサピエ図書館からもご利用いただけます。サピエ を通じての利用方法は、サピエのホームページをご確認ください。

ただし、海外から取り寄せたデータとテキストデータ(EPUB、PDF、DOCX、TXT)はサピエ図書館からは利用できません。

サピエホームページ「トップ」>「サピエとは」>「サピエのご利用」

# 9-2 学術文献録音テープ等の貸出し

当館では、他機関で製作するのが困難な専門的な学術文献の録音図書を製作し、貸出しを行っています。このサービスは、録音テープ等の貸出しを受ける図書館として承認された、全国の公共図書館、大学図書館、視覚障害者情報提供施設などを通じて、利用者から製作または貸出しを依頼された学術文献の録音図書を提供するものです。利用できる方は視覚障害その他の理由により、通常の活字の印刷物による読書が困難な方です。

## 学術文献録音テープ等の貸出承認館となるには

学術文献録音テープ等の貸出しサービスの利用を希望される図書館は、下記の書類を当館ホームページからダウンロードし、(1)「国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則」の全文をお読みいただいた上で、(2)「学術文献録音テープ等の貸出承認館申請書」および必要な添付書類を**関西館図書館協力課障害者図書館協力係**宛てに郵送やメール等でお送りください。添付書類についてはご不明な点がある場合は事前に**関西館図書館協力課障害者図書館協力係**にご相談ください。

(1)および(2)の書類は、当館ホームページの次のページにあります。

• 「当館ホームページ」>「図書館員の方へ」>「障害者サービスを実施する図書館への サービス」>「障害者向け資料の貸出しと当館資料を利用した資料製作等」

お申込みの際は、貴館の障害者サービスに関する利用規則(利用案内・リーフレット・要 覧等も可)の写しと、著作権法第37条第3項の著作権制限を受けられる機関であることが わかる資料(設置条例の写し等)を同封してください。

貸出承認館としての承認は、「国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則」に基づいて行います。手続が終了し次第、利用者 ID 等を申請館宛に通知します。

※貸出承認館登録後に、名称や住所などの登録事項に変更が生じた場合、または貸出承認館

としての登録の取消し(脱退)を希望する場合は、**関西館図書館協力課障害者図書館協力 係**宛てにまずは電子メールまたは FAX でお知らせください。

#### 学術文献録音テープ等の貸出しを申し込むには

申込方法は、国立国会図書館サーチ経由、郵送、FAX の3種類の方法があります。

なお当館では国立国会図書館サーチからの申込みを優先して処理しております。国立国会図書館サーチで申し込むことができない場合は、郵送などでの申込みも可能ですが、処理に時間がかかることを、あらかじめご了承ください。

#### 国立国会図書館サーチ経由

国立国会図書館サーチで「国立国会図書館製作資料 (障害者向け資料)」の検索項目「国立国会図書館製作資料のみ」にチェックをして資料を検索すると、学術文献録音テープ等のみが検索できます。(画面⑤)。

検索結果一覧から貸出しを希望する資料のタイトルをクリックし、資料の詳細を表示します(画面⑥)。学術文献録音テープ等の貸出承認館用の利用者 ID でログインすると郵送貸出ボタンが表示されます(画面⑦)(6-2-1も参照)。

画面⑤ [国立国会図書館サーチ検索画面]



画面⑥ [国立国会図書館サーチ書誌詳細画面]



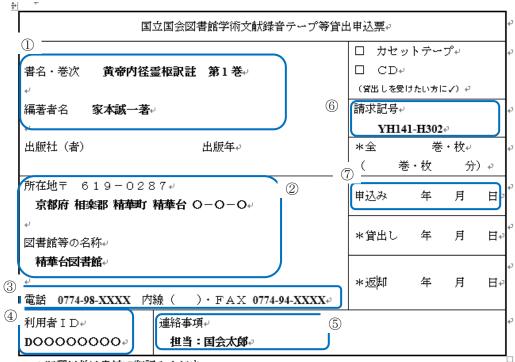
画面⑦ [国立国会図書館サーチ書誌詳細画面 (ログイン後)]



## 郵送、FAX

国立国会図書館学術文献録音テープ等貸出申込票を印刷し、所定の事項を記入して、**関** 西館文献提供課複写貸出係宛てに郵送または FAX でお申し込みください。学術文献の視 覚障害者等用資料の製作依頼の宛先とは異なりますのでご注意ください。

# <記入例>



- \*印欄以外は貴館で御記入ください。↩
- ① 書名、編著者名を記入してください。
- ② 申込みを行う貸出承認館の住所、館名を記入してください。
- ③ 連絡先となる電話番号(内線)、FAX 番号を記入してください。
- ④ 貸出承認館の D で始まる利用者 ID を記入してください。
- ⑤ 担当部署、担当者名などを記入してください。
- ⑥ 当館請求記号を記入してください。
- ⑦ 申込日を記入してください。

#### 貸出申込みにあたっての注意事項

- ◇貸出期間(往復の郵送に要する日数を含む)は、2か月以内です。
- ◇貸出数は、貸出承認館 1 館につき、未返却のものを含め原本の図書 5 タイトルと論文 5 タイトル(合計 10 タイトル)に相当する数以内です。
- ◇**部分返却はできません**。同一の請求記号で媒体(カセットテープまたは CD) が複数 になっているものはまとめてご返却ください。
- ◇録音テープ等の郵送による返却費用は無料です。当館は日本郵便株式会社から、第四 種郵便物の特定録音物等郵便物を発受することができる施設に指定されています。

# 9-3 学術文献の視覚障害者等用資料の製作

国立国会図書館は専門的な学術文献を数多く所蔵しています。視覚障害その他の理由で通常の活字の印刷物の読書が困難な方にもそれらの資料をご利用いただけるよう、学術文献のテキストデータや録音図書を製作しています。

#### 学術文献のテキストデータの製作を依頼するには

「国立国会図書館視覚障害者等用テキストデータ作成申込票」に所定の事項を記入し、関西館図書館協力課障害者図書館協力係宛てに電子メール、FAX または郵送でお申し込みください。

- ◇未校正テキストデータと校正済テキストデータの製作を申し込むことができます。
- ◇1 申込票につき 1 タイトルを記入してください。同一タイトルの多巻ものの場合、各巻を それぞれ 1 タイトルとします。

◇小説、詩、戯曲、教科書などのほか、図表、写真などが多く製作が著しく困難なものや、 ページおよび文字の分量が多く相当以上の製作時間を要するものは、製作対象から除外して います。

詳しくは、当館ホームページの次のページをご覧ください。

● 「当館ホームページ」 > 「図書館員の方へ」 > 「障害者サービスを実施する図書館へのサービス」 > 「視覚障害者等用資料の製作」 > 「学術文献のテキストデータの製作」

#### 学術文献録音図書の製作を依頼するには

「国立国会図書館視覚障害者等用録音資料作成申込票」に所定の事項を記入し、関西館図書館協力課障害者図書館協力係宛てに電子メール、FAXまたは郵送でお申し込みください。

- $\diamondsuit$ 2002 年度以降、新規製作依頼を受けたものは、すべて DAISY 形式 (DAISY 2.02) の音 DAISY で製作しています。
- $\diamondsuit$ 1 申込票につき 1 タイトルを記入してください。同一タイトルの多巻ものの場合、各巻を それぞれ 1 タイトルとします。
- ◇小説、詩、戯曲、教科書などのほか、図表、写真などが多く音声化が著しく困難なもの や、ページおよび文字の分量が多く多数の音訳者や時間を要するため、他のタイトルの製作 が難しくなるものは、製作対象から除外しています。

詳しくは、当館ホームページの次のページをご覧ください。

• 「当館ホームページ」 > 「図書館員の方へ」 > 「障害者サービスを実施する図書館へのサービス」 > 「視覚障害者等用資料の製作」 > 「学術文献録音図書の製作」

## 視覚障害者等用資料の製作目録の提供

製作した視覚障害者等用資料の目録を録音版(DAISY 仕様)、点字版、テキスト版で提供しています。いずれも当館ホームページからダウンロードすることができます。また、録音版は学術文献録音テープ等と同様の方法で貸出します。点字版は、学術文献録音テープ等の

貸出承認館に配布しています。点字版の配布については、**関西館図書館協力課障害者図書館協力係**宛てにお問い合わせください。

• 「当館ホームページ」>「図書館員の方へ」>「障害者サービスを実施する図書館へのサービス」>「視覚障害者等用資料の製作」>「<u>国立国会図書館の視覚障害者等用資料</u>の製作目録」

#### 9-4 障害者用資料総合日録の作成・提供

全国の図書館等で製作されたまたは製作中の障害者用資料の書誌・所蔵情報を収集して「障害者用資料総合目録」を作成し、みなサーチを通じて提供しています。

#### 障害者用資料総合目録の参加館となるには

総合目録の参加館になるためには、自館製作の障害者用資料を所蔵していることと、図書館間貸出しに対応することが必要です。

参加を希望される図書館等は、「障害者用資料総合目録参加申込書」に必要事項を記入し、 関西館図書館協力課障害者図書館協力係宛てに郵送等でお申し込みください。必要書類はホ ームページからダウンロードすることができます。

• 「当館ホームページ」>「図書館員の方へ」>「障害者サービスを実施する図書館へのサービス」>「障害者向け資料の統合検索・統合目録サービス」>「<u>障害者用資料の書</u>誌・所蔵情報の収集(障害者用資料総合目録)」

手続が終了し次第、参加館番号とともに文書で通知します。

※参加館登録後に、名称や住所などの登録事項に変更が生じた場合、または参加館としての 登録の削除を希望する場合は、**関西館図書館協力課障害者図書館協力係**宛てにまずは電子 メールまたは FAX でお知らせください。

#### 障害者用資料総合目録に収録する書誌データの送付について

関西館図書館協力課障害者図書館協力係宛てになるべく電子メールでお送りください。 FAX または郵送でも受け付けています。

形式は、必要項目が記入されていれば、Excel ファイル、Word ファイル、紙媒体のリスト等のいずれも可能です。必要事項はホームページ「障害者用資料総合目録」のページに掲載の記入要領およびひな型をご覧ください。

## 障害者用資料総合目録の提供方法について

「みなサーチ」で提供しています(日次更新)。

# 画面⑧ [みなサーチトップページ]



## 画面⑨ [みなサーチ詳細検索画面]



# 9-5 点字図書・大活字本の貸出し

納本制度により収集した点字図書・大活字本(拡大写本も含む)・点字雑誌などを整理・保管して利用に供しています。これらの書誌情報は、みなサーチ、国立国会図書館サーチで検索できます。

点字図書・大活字本(拡大写本も含む)は、図書館間貸出しによって利用できます。(第6章参照)

# 9-6 レファレンスサービス

関西館図書館協力課障害者図書館協力係では、障害者用資料の所蔵館調査などのレファレンスサービスを行っています。

納本制度により収集した点字図書・大活字本(拡大写本も含む)・点字雑誌などに関するレファレンスサービスは、一般資料と同じく、関西館文献提供課参考係が窓口です。(第8章参照)

# 9-7 視覚障害者等用データの国際交換(外国からの取寄せ)サービス

国立国会図書館は、マラケシュ条約(盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約)で規定される「権限を与えられた機関(Authorized Entity)」として、資料の国際交換に関する国内外からの相談窓口となっています。以下の情報は、当館ホームページの次のページでもご案内しています。

• 「当館ホームページ」 > 「図書館員の方へ」 > 「障害者サービスを実施する図書館へのサービス」 > 「マラケシュ条約に基づく国際サービス」

#### マラケシュ条約締約国から視覚障害者等データを入手するには

関西館図書館協力課障害者図書館協力係宛てに電子メール、FAX または電話でご相談ください。

#### お問い合わせにあたっての注意事項

- ◇件名またはお電話の冒頭で「マラケシュ条約」に関する問い合わせであることを明示してください。
- ◇入手を希望されるデータについて、タイトル、著者名、出版国、希望するファイル形式等の、できるだけ詳細な情報をお知らせください。ご希望の内容が曖昧で合理的な検索方法がないご相談(例えば「有名な小説」「英語の習得に役立つもの」等)や、網羅的なタイトルリストの製作には対応できませんのであらかじめご了承ください。
- ◇希望されるものと同じタイトルかつ同じ形式のデータが商業的に入手可能である場合は、 取り寄せることができません。
- ◇当館が国外から収集した視覚障害者等用データは、原則として、当館の視覚障害者等用

データ送信サービスに登録し、同サービスを通じてご利用いただくことになります。

# 9-8 視覚障害者等用資料製作および対面朗読のための当館所蔵資料の貸出

当館の図書館間貸出制度に加入しているすべての図書館では、視覚障害その他の理由により、そのままでは資料の利用が困難な方のために、当館からの貸出資料を次の方法で提供することができます。

# 貸出しを受けた図書館内での (1) 対面朗読 (2) 点字による複製 (3) 録音等による 複製

この場合、資料を最長2か月まで借りることができます。詳細については6-7をご参照ください。

# 9-9 視覚障害者等用資料製作および対面朗読のための図書館向けデジタル化資料送信サービスの利用

当館の図書館向けデジタル化資料送信サービスに加入している図書館では、同サービスを通じて送信しているデジタル化資料を用いて、視覚障害者等のための点訳、音訳、テキストデータ化等(著作権法第37条に基づく複製等)、対面朗読を行うことができます。図書館向けデジタル化資料送信サービスの加入方法、利用条件等の詳細については、第7章をご参照ください。

#### (1) 点字資料の製作と提供

著作権法 37 条第 1 項および第 2 項にのっとって、送信先機関が送信を受けたデジタル化 資料を用いて点字資料を製作し、提供することができます。

(2) 視覚障害者等用資料(録音図書やテキストデータ等)の製作と提供(著作権法 37条第 3項)

送信先機関が送信を受けたデジタル化資料を用いて、視覚障害者等のために視覚障害者等用資料(録音図書やテキストデータ等)を製作および提供することができます。その場合は、著作権法第37条第3項および「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」にのっとって実施してください。

なお、実施できる者は、送信先機関のうち、著作権法施行令(昭和 45 年政令第 335 号) 第2条第1項各号で規定する、視覚障害者等のための複製等が認められた機関のみです。

## (3) 対面朗読

著作権法上許容される限りにおいて、送信を受けたデジタル化資料を用いて、送信先機関が視覚障害者等に対して対面朗読を行うことができます。